携帯電話(スマートフォンを含む)に関する規則の改定の経緯について

令和 6 年 7 月 22 日 京都府立嵯峨野高等学校

本校では携帯電話(スマートフォンを含む)に関して、学習環境を保障する観点等から、校内での携帯電話(スマートフォンを含む)の所持は認めていたが、使用については、17 時以降及び休日に家庭との必要最小限の連絡に限り使用を許可すると規定していた。一方、スマートフォン等が普及した現在の状況を踏まえ、生徒会から部活動やラボ活動の連絡手段をはじめ、スマートフォンを様々な場面で有効に活用したいとの要望があり、令和5年11月から約6か月間、生徒会本部や代表委員会にて検討を重ねた。その中で生徒たちにはスマートフォン利用の功罪や、対話によるコミュニケーションの大切さ等への気づきもあった。検討当初は、昼休みの使用について希望する意見もあったが、それらの気づきのもと、使用しないという結論に至っている。このたび、2週間の試行期間を経て、令和6年6月から下記のとおり規則を変更することとなった。

記

携帯電話(スマートフォンを含む)の使用について、平日の始業前と放課後及 び休日は校内での使用を認める。授業中は電源を切り、原則としてかばんの中 に入れておくこと。なお、使用する際は学校が学習の場であることを意識しマ ナーを守ること。